

令和3年度研修実施計画一覧表(令和2年度との比較表)

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自府研修を表す。

(2.12.24 総研)

番号	研修名等	令和3年度			令和2年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席審記官研究会	3.9.15(水)～9.16(木)	2	未定	2.9.16(水)～9.17(木)	2	中止	
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 3.9.2(木)～9.3(金) 第2回 3.11.25(木)～11.26(金)	2 2	8 未定	2.9.25(金) 2.11.17(火)～11.18(水)	1 2	8 中止	日程変更・短縮
3	◎事務局長研究会	4.2.17(木)～2.18(金)	2	未定	3.2.18(木)～2.19(金)	2	中止	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	3.5.18(火)～5.20(木)	3	未定	2.5.19(火)～5.21(木)	3	中止	
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 3.4.26(月)～4.28(水) 第2回 3.9.29(木)～10.1(金)	3 3	未定 未定	2.9.23(水)～9.25(金)	3	中止	
6	◎管理者研究会	3.4.12(月)～4.16(金)	5	未定	2.8.25(火)～8.27(木) 2.12.15(火)～12.17(木)	3 3	80 70	日程変更・短縮 2回に分割して実施
7	◎研修計画協議会	3.1.6(木)	1	25	3.1.7(木)	1	30	日程短縮 TV会議
8	◎中間管理者研修 I	第1回 3.9.7(火)～9.10(金) 第2回 3.10.12(火)～10.15(金) 第3回 4.1.11(火)～1.14(金) 第4回 4.2.7(火)～2.10(金)	4 4 4 4	約100 約30 約30 約30	2.10.13(火)～10.16(金) 3.1.12(火)～1.15(金) 3.2.2(火)～2.5(金)	4 4 4	中止 中止 中止	
9	◎中間管理者研修 II	第1回 3.12.7(火)～12.9(木) 第2回	3 3	未定 未定	2.10.27(火)～10.29(木) 2.12.8(火)～12.10(木)	3 3	中止 中止	
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	第1回 3.6.23(水)～6.25(金) 第2回 3.6.30(水)～7.2(金)	3 3	未定 未定	2.6.23(火)～6.26(金)	4	中止	
11	◎研修指導研究会	第1回 3.6.2(水)～6.4(金) 第2回 3.12.14(火)～12.16(木)	3 3	約40 約50	2.6.3(水)～6.5(金) 2.12.15(火)～12.17(木)	3 3	中止 中止	
12	◎実務指導研究会	民事 3.4.27(火) 刑事 3.4.28(水) 家事 3.4.28(水) 少年 3.4.27(火)	1 1 1 1	約40 約40 約35 約25	2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.14(木)～5.15(金) 2.5.14(木)～5.15(金)	2 2 2 2	中止 中止 中止 中止	
13	◎家事実務研究会(※)	3.11.17(水)～11.19(金)	3	約100	2.11.5(木)	1	100	令和2年度は司研と合同で実施 日程短縮, TV会議
14	◎少年実務研究会(※)	3.12.20(月)～12.22(水)	3	約100	3.3.2(火) 3.3.4(木)	1 1	25 25	日程変更・短縮 2回に分割して実施 京畿調査官部分のみ実施
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 3.6.9(水)～6.10(木) 第2回 3.12.16(木)～12.17(金)	各2	約50 約50	2.6.10(水)～6.11(木) 3.1.21(木)～1.22(金)	各2	中止 中止	
16	◎刑事実務研究会(※)	3.11.10(水)～11.11(木)	2	未定	2.11.18(水)～11.19(木)	2	中止	
17	◎家事特別研究会(※)	3.10.7(木)～10.8(金)	2	約50	2.10.8(木)	1	50	令和2年度は司研と合同で実施 日程短縮, TV会議
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 3.10.19(火)～10.22(金) 第2回 3.11.30(火)～12.3(金) 第3回 4.1.18(火)～1.20(木)	4 4 3	約25 約25 約30	2.10.20(火)～10.23(金) 2.12.2(水)～12.4(金) 3.1.27(水)～1.29(金)	4 3 3	中止 中止 中止	
19	◎家庭裁判所調査官応用研修	3.7.5(月)～7.9(金)	5	未定	3.3.8(月)～3.12(金)	5	41	日程変更
20	◎速記官中央研修	3.6.30(水)～7.1(木)	2	約20	2.7.1(水)～7.2(木)	2	中止	
21	◎総括執行官研究会	3.7.6(火)～7.8(木)	3	未定	2.7.7(火)～7.9(木)	3	中止	隔年で実施
22	◎執行官実務研究会	4.3.1(火)～3.3(木)	3	未定	3.2.3(水)～2.4(木)	2	15	日程短縮
23	◎新任執行官研修	3.5.25(火)～5.28(金)	4	未定	2.9.16(水)～9.18(金)	3	14	日程変更・短縮
24	◎係長等(総務担当)研修	3.6.22(火)～6.24(木)	3	約50	2.10.6(火)～10.8(木)	3	中止	
25	◎係長等(人事担当)研修	3.7.13(火)～7.15(木)	3	約70	2.10.20(水)～10.22(金)	3	中止	
26	◎係長等(会計担当)研修	3.11.16(火)～11.19(金)	4	約60	2.11.10(火)～11.13(金)	4	中止	
27	◎研修事務担当者研修	3.6.15(火)～6.16(水)	2	約40	2.6.16(火)～6.18(木)	3	中止	

番号	令和3年度				令和2年度			備考
	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員
28	◎総合職採用職員初任研修	3.4.6(火)～4.8(木)	3	未定	2.11.13(金), 11.18(水), 11.20(金), 11.27(金), 12.2(水)	各1	63	日程変更・短縮 各高裁で分散実施
29	◎情報セキュリティ研修	3.9.14(火)～9.15(水)	2	約60	2.9.29(火)～9.30(水)	2	中止	
30	◎情報処理研修	第1回 3.5.19(水)～5.20(木) 第2回 3.5.26(水)～5.27(木)	2 2	約60 約60	2.5.19(火)～5.21(木) 2.5.26(火)～5.28(木)	3 3	中止 中止	
31	◎裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	第4回 高裁民事 支払督促 3.4.20(火)～4.21(水) 高裁刑事 簡裁民事 支払督促 3.4.21(水)～4.22(木) 3.6.15(火)～6.16(水) 3.6.16(水)～6.17(木)	2 2 2 2	未定 未定 未定 未定	2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.13(水)～5.14(木) 2.6.9(火)～6.10(水) 2.6.10(水)～6.11(木)	2 2 2 2	中止 中止 中止 中止	
					2.9.1(火)～9.2(水)	2	中止	
					2.9.2(水)～9.3(木)	2	中止	
32	◎採用試験事務担当者研究会	3.5.25(火)	1	未定	2.5.29(金)	1	中止	
33	◎CA研修実務試験	前期研修 3.6.24(木)～7.14(水) 実務研修 3.7.16(金)～8.20(金) 後期研修 3.8.23(月)～9.10(金)	15 23 15	未定	2.8.12(水)～9.1(火) 2.9.3(木)～9.30(水) 2.10.2(金)～10.15(木)	15 18 10	59	日程変更・短縮
34	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	24	5高裁で中止
35	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	3～5	未定	実施機関が適宜決定	3～5	未定	
36	○書記官プラッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	中止	
37	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	33	6高裁で中止 府により日程短縮、人員縮小
38	○新任係長研修	実施機関が適宜決定	1～3	未定	実施機関が適宜決定	1～3	未定	
39	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	中止	
40	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	中止	
41	○事務官法律研修	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	約250 9～11		実施機関が適宜決定 実施機関が適宜決定	279 9～11	96	4高裁で中止
42	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～5	未定	
43	●ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	中止	
44	●フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	
45	●フレッシュセミナー	採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定	
46	●高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	●自序研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
48	合同実務研究	3.9～4.3	7月	未定	2.9～3.3	7月	8	
49	書記官実務研究	3.4～4.3	1年	2	2.4～3.3	1年	2	
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	3.7～4.3	8月	未定	2.8～3.3	7月	2	人員欄は、研究の本数を記載
	同上 (指定研究)	3.4～6.3	3年	4	2.5～3.3	11月	6	
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	3.7～4.3	8月	未定	2.8～3.3	7月	8	期間短縮
	同上 (心身の鑑別についての研究)	4.2～3	1月	3	3.2～3	1月	中止	
	同上 (更生保護についての研究)	3.9～11	2月	3	2.9～11	2月	中止	
61	書記官養成課程第一部	第18期 3.4.1(木)～4.3.25(金)	1年	未定	2.4.6(月)～3.3.25(木)	1年	229	令和2年度欄は第17期生 修了日変更
62	書記官養成課程第二部	第17期 (2年生) 2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	78	31.4.4(木)～3.3.25(木)	2年	69	令和2年度欄は第16期生 修了日変更
		第18期 (1年生) 3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	未定	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	78	令和2年度欄は第17期生
63	家裁調査官養成課程第17期	2.4.1(木)～4.3.25(金)	2年	48	31.4.4(木)～3.3.25(木)	2年	44	令和2年度欄は第16期生 修了日変更
64	家裁調査官養成課程第18期	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	未定	2.4.1(木)～4.3.25(金)	2年	48	令和2年度欄は第17期生

※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

備考欄には、令和2年度について当初計画から変更等があった内容などを記載